処　　分　　基　　準

令和３年３月22日作成

法　　令　　名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：	第９条の11第２項
処　分　概　要：	練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法令の定め：	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の６第３項（番号又は記号の打刻）、同第９条の11第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処　分　基　準：	銃番号が打刻されていない場合、銃番号が３桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問い合わせ先：	兵庫県警察本部　保安課　生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線3415）
備　　考：	